消費者啓発参考情報「くらしの110番」トラブル情報 未成年の子どもがオンラインゲームで勝手に決済

【事例1】

以前、中学生の息子が自分のスマートフォン(スマホ)に有料の楽曲をダウンロードしたいというので、私のクレジットカード(カード)で購入した。その後もカードの情報が端末に残っていたようで、息子が勝手にオンラインゲーム内の課金に使用し、45万円ほどの請求がきている。

【事例2】

小学校低学年の娘にせがまれて、私のスマホでオンラインゲームを利用させた ところ、3日間で約20万円の課金をしていた。娘は「数字のボタンを押したら アイテムが手に入った」と言い、年齢確認や購入という意識はなかったようだ。

スマホやゲーム機器などをインターネットにつないで遊ぶオンラインゲームで、 子ども(未成年者)が保護者に無断で決済をし、高額請求になったという相談が寄せ られています。

保護者が端末に登録したカード情報を、子どもが勝手に使用したケースが多く見られます。また、保護者のカードを勝手に持ち出した、保護者が設定したパスワードや暗証番号を盗み見してキャリア決済をした、家族の財布から無断で現金を持ち出してプリペイドカードを購入し、決済に使用したケースもあります。

カードの請求明細や、決済機能の利用通知メールがきっかけで身に覚えのない決済に気付き、家族に利用を尋ねても、子どもは「知らない」「覚えがない」と言いがちです。また、初めは少額に留めていたが、ゲームに夢中になり、課金が止められなくなってしまった子や、「お金を使った」という意識が全くない子もいます。

日ごろから子どもと、スマホなどの端末とゲームの利用ルール、お金の大切さなどを話し合うことが望まれます。

【消費者へのアドバイス】

- 1. スマホ等の端末、クレジットカード等の決済機能のあるカード類、ID、パスワード、暗証番号の管理を徹底しましょう。
- 2. 端末へのカード情報の登録状況、キャリア決済の利用限度額の設定状況などを確認しましょう。ペアレンタルコントロール、フィルタリング機能を活用し、 子どものスマホ等の機能に利用制限を設けることも効果的です。
- 3. 事業者に「未成年者契約の取り消し」を主張し、返金を求めることも可能ですが、契約時の状況によっては取り消せない(返金されない)、立証に時間がかかる場合もあります。

困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費生活センターへのお電話は、消費者ホットライン「188」へお掛けください。 (くらしの110番 2020年12月)